

不利益処分の処分基準

| | | |
|------------------------------|--------------------------|--|
| 処 分 の 内 容 | | 手当の返還 |
| 所 管 部 課 係 名 | | いきいき健康部長寿はつらつ課安心サポート係 |
| 根 拠 法 令 及 び 条 項 | | 新座市重度要介護高齢者手当支給条例第9条 (手当の返還) 第9条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。 |
| 処 分 基 準 | 関 係 条 項 | |
| | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 |
| | 参 考 事 項 | |
| 準 | 設 定 等 年 月 日 | 平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更) |